

# 平成 1 9 年 1 2 月 定例 県 議 会 提 出 予 定 案 件

( 議 決 案 件 )

## 【 制 定 条 例 】

### 1 山梨県職員の自己啓発等休業に関する条例制定の件

地方公務員法の一部改正にかんがみ、職員の自己啓発等に係る休業に関し必要な事項を定める。

#### 1 自己啓発等に係る休業の期間

(1) 大学等課程の履修の場合 2年以内(特に必要な場合3年以内)

(2) 国際貢献活動の場合 3年以内

#### 2 山梨県職員定数条例ほか4条例の改正

自己啓発等休業中の職員は、定数外とする。 など

<平成20年4月1日から施行>

## 【 改 正 条 例 】

### 2 山梨県行政機関等の設置に関する条例中改正の件

自動車税に係る課税部門と徴収部門の連携を強化し、簡素で効率的な事務を行うため、自動車税事務所の総合県税事務所への統合等を行う。

1 自動車税事務所が廃止されることに伴い、自動車税事務所の所管事務等の規定を削除する。

2 統合後の総合県税事務所等を旧東八代合同庁舎に移転することに伴う改正

・総合県税事務所等の位置 (改正前)甲府市 (改正後)笛吹市

#### 3 山梨県県税条例の改正

自動車税事務所長が行うこととしていた自動車税及び自動車取得税に関する賦課徴収等については、総合県税事務所長が行うこととする改正 など

<平成20年4月1日から施行。ただし、2については、平成21年1月1日から施行>

### 3 山梨県知事等の給料の特例に関する条例中改正の件

行財政改革の推進等にかんがみ、特別職の職員等の給料を減額する期間を延長する。

・特例期間の延長

平成18年1月1日から平成19年12月31日まで

平成20年1月1日から平成21年12月31日まで

<平成20年1月1日から施行>

### 4 山梨県職員等の給与の特例に関する条例中改正の件

行財政改革の推進等にかんがみ、管理職手当の支給を受ける職員の給料を減額する率を引き上げる等の措置を講じた上で減額する期間を延長する。

#### 1 減額率の改正

管理職手当受給者 2 / 1 0 0 4 / 1 0 0

#### 2 特例期間の延長

平成18年1月1日から平成19年12月31日まで

平成20年1月1日から平成21年12月31日まで

#### 3 管理職手当の額を減額する措置の終了

<平成20年1月1日から施行>



**10 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例中改正の件**

職業能力開発促進法施行令の一部改正に伴い、技能検定試験手数料について所要の改正を行う。

技能検定を行う区分から「家庭用電気治療器調整」及び「浴槽設備施工」を削る。

< 公布の日から施行 >

**11 山梨県公害紛争処理の手續に要する費用等に関する条例中改正の件**

公害紛争処理法施行令の一部改正にかんがみ、調停が不調な場合の仲裁手續に要する手数料の額を減額すべく所要の改正を行う。

・ 調停打ち切りから 2 週間以内に仲裁手續に移行した場合

( 改正前 ) 調停手数料 + 仲裁手数料

( 改正後 ) 調停手数料 + ( 仲裁手数料 - 調停手数料 )

< 公布の日から施行 >

**12 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例及び山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件**

県営住宅等の入居者及び周辺住民の生活の安全と平穩を確保するため、暴力団員の入居を制限するよう所要の改正を行う。

1 暴力団員の入居の制限

暴力団員が、入居しようとする場合、同居しようとする場合及び入居者としての地位を承継しようとする場合は、入居を制限することとする。

2 住宅の明渡し請求

入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、明渡しを請求することができる。

< 公布の日から施行 >

**13 山梨県拡声機による暴騒音の規制に関する条例中改正の件**

県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について新たな規制を行う。

1 暴騒音の測定方法の見直し

拡声機から 10 m 以上離れた地点で音量を測定し暴騒音の認定をしている現行の方式を、拡声機から 10 m 未満の地点において音量を測定した場合でも、これを 10 m の地点で測定した音量に換算することができる方式に改める。

2 新たな規制の設定

(1) 暴騒音の発生の停止命令を受けた者が更に違反行為をした場合、警察署長は、24 時間を超えない範囲内の時間と区域を指定して、拡声機の使用の停止を命令することができる。

(2) (1) に定める規制の実効性を担保するため、警察官が拡声機の所在する場所に立入調査することができる。

3 罰則規定の新設

(1) 2 (1) の命令違反に対する罰則 6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金

(2) 2 (2) の立入調査拒否に対する罰則 10 万円以下の罰金

< 平成 20 年 4 月 1 日から施行 >

**14 平成 19 年度山梨県一般会計補正予算**

**15 平成 19 年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算**

**16 平成 19 年度山梨県集中管理特別会計補正予算**

**17 平成 19 年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算**

18 契約締結の件

・ 峡東流域下水道峡東浄化センター水処理施設建設工事 743,190,000円

19 変更契約締結の件

・ 古関割子線照坂トンネル建設工事

656,250,000円 724,125,150円 67,875,150円の増

現契約議決の時期：平成18年12月議会 相手方：三枝組・松井組工友・旭工業JV

20 訴えの提起の件

・ 県営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求  
(滞納月数12月以上 14名)

21 当せん金付証券発売の件

平成20年度発売総額 90億円以内

(報告事項)

1 和解及び損害賠償額の決定の件	23件	5,487,703円
公務上の交通事故	11件	972,791円
国道上の落石事故	3件	1,102,706円
国道上の冠水事故	3件	2,057,049円
国道上の凹凸事故	2件	409,268円
県道上の落石事故	3件	942,747円
県道上の路上障害物事故	1件	3,142円